

## 出雲市公共施設等総合管理計画の改訂について

## 1. 改訂の経緯等

## (1) 国の要請

国においては、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂するとともに、令和3年1月に全国の地方公共団体に対し、令和3年度中に同指針を踏まえた計画の改訂を行うよう要請がありました。

今回、この要請を受け、本市の公共施設等総合管理計画に新たに盛り込む必要がある事項の追加等の改訂を行います。

これにより、公共施設等の整備・改修等にあたっては、引続き財源的に有利な地方債（公共施設等適正管理推進事業債）の活用が可能となります。

[公共施設等適正管理推進事業債]

国が、公共施設等の適正管理を推進するために創設したもので、今般、事業期間の5年延長が決定しています。(令和8年度まで)

対象事業	充当率	交付税措置率
①集約化・複合化事業	90%	50%
②長寿命化事業	90%	財政力に応じて 30～50%
③転用事業		
④立地適正化事業		
⑤ユニバーサルデザイン化事業【H30追加】		
⑥脱炭素化事業【R4追加】	90%	—
⑦除却事業		

## (2) 今後の計画見直し

このたびは、国の要請や財源の確保を考慮し、記載が必要な項目の追加等、暫定的な改訂を行うものです。

今後、各種数値をはじめとした内容の更新、各施設等の個別施設計画・長寿命化計画の内容の反映、新たな取組目標の設定など計画全体の見直しを令和7年度（当初からの見直し予定年度）までに行う予定です。

## 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等の老朽化対策、地方公共団体の厳しい財政状況、今後の人口減少等々の課題を踏まえ、平成26年に国が全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請。



出雲市公共施設等総合管理計画の策定（平成28年3月）

[計画期間] 30年（平成28年度～令和27年度）

[対象] 公共施設等 ⇒ 公共建築物（学校・庁舎・病院等）

+ インフラ資産（道路・橋梁・上下水道管路等）

[主な内容]

- ・公共施設等の状況と将来の見通し
- ・総合的な管理に関する取組の基本方針  
（保有量の適正化、施設の安全性の確保と長寿命化、維持管理経費の縮減、民間活力の導入）

## 2. 主な改訂（追加）内容

国が示す必須事項のうち、現計画に記載のない以下の項目について追加をします。（併せて年号についても修正）

### ① 有形固定資産減価償却率の推移・・・8ページ、11ページ

有形固定資産減価償却率とは、保有している有形固定資産（建物、工作物等）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標となるものです。公共建築物及びインフラ資産それぞれについて、平成28年度以降の償却率を記載しています。

### ② 過去に行った対策の実績・・・14ページ

計画の策定以降に行った主な対策の実績（出雲市公共施設のあり方指針に基づく取組、公共施設の耐震化、PFI方式の活用など）について記載しています。

### ③ 施設保有量の推移・・・15ページ

公共建築物及びインフラ資産の各保有量について、計画策定時（平成26年度末）と直近（令和2年度末）との比較をしています。

### ④ 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み・・・16ページ

計画の初年度から10年間（平成28年度～令和7年度）の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みを算出しています。

### ⑤ 具体的な取組の方針に「ユニバーサルデザイン化の推進」、「脱炭素化の推進」を追加・・・26ページ、31ページ、32ページ

公共施設等の整備、改修等に当たっては、すべての人が安全かつ安心して利用できるようユニバーサルデザイン化を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入、消費エネルギーの省力化など脱炭素化の推進にも取り組んでいきます。